

## 令和4年第2回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年2月21日 午前10時00分

閉会 令和4年2月21日 午前11時00分

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	水谷 文和
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	渡邊 昭男	石川 英治
近藤 賢三			

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第7号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙4件
議案第8号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第9号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙3件
議案第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙14件
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙4件
報告第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第2回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は3番委員と5番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。関連がございますので議案第7号1番案件から4番案件を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号1番案件から4番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡・譲受理由ともに、1番案件と3番案件は農業経営継承のため、2番案件は以前贈与した場所を誤ったため、4番案件は贈与する持分を誤ったためです。

1番案件の申請地は栄町神田123番2、登記地目、現況地目は田、面積は715㎡です。2番案件の申請地は栄町小松林42番2、登記地目、現況地目は田、面積は912㎡です。3番案件の申請地は栄町神田121番、123番1、123番3、登記地目、現況地目は田、面積は合計2,930㎡です。4番案件の申請地は栄町小松林42番1、登記地目、現況地目は田、面積は2,106㎡です。

申請地及び譲受人の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、栄町裏畑63番、64番、65番1は野菜が植えられており、栄町元屋敷113番、神田121番、123番1、123番2、123番3、小松林17番、18番、42番1、42番2、舟田9番、211番、212番、222番は稲刈りされた後の状態、阿野町小島78番は田として保全管理状態、阿野町長根72番6は柿が植えられておりました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について1番案件から4番案件まで事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

- 3番委員 2月9日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり適正に管理されており、許可相当と判断します。
- 議 長 地区担当農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 意見なし
- 議 長 それでは採決します。議案第7号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第7号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第7号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第7号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第7号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第8号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 最初に議案第8号3番案件につきましては、書類不備のため議案を取り下げさせていただきますので、ご報告いたします。
- 議案第8号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 転用目的は駐車場で賃貸借権設定になります。

申出者である法人は、栄町大根にて給排水配管工事用の附属部品等の生産を行っております。会社敷地内に駐車スペースを確保できないため会社設立当初より本社西側の敷地を借りておりましたが、土地所有者が宅地として売却することとなったため、申請に至りました。申出地は栄町大根58番4、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は107㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、星城高校から西に約300mに位置します。

申請地は水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設させている幅員4m以上の道等の沿線の区域で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、既に駐車場として利用されている状況でした。このことに対する始末書の添付はあります。

土地造成は整地のみです。雨水は自然浸透します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長                    事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員                2月9日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり既に駐車場として利用されていましたが、始末書の提出があること、譲渡人の所有農地がある申請地の隣接地への耕作通路についても申請地を利用することで譲受人と話がまとまっていることを譲渡人から伺っており、周辺農地への影響はないものと思われ、許可相当と判断します。

議 長                    同じく地区担当農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員              3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                    他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                    それでは採決します。議案第8号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第8号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第8号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号2番案件について説明します。  
転用目的は通路で所有権移転になります。  
譲受人は申請地南側の畑を所有しており、申請地を長年農作物の搬出通路として使用してきましたが、この度所有者並びに地目が判明したため所有権移転をし、今後も継続して使用するため申請に至りました。申出地は沓掛町一長田26番14、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は154㎡です。  
申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から北に約2.2kmに位置します。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから許可できます。  
申請地の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、先ほども申し上げましたとおり既に通路として利用されている状況でした。このことに対する始末書の添付はあります。

土地利用計画については、今後もこれまで同様に農作物搬入のための通路として利用します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 2月12日に2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長                   それでは採決します。議案第8号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第8号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第9号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第9号1番案件について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。

対象地は阿野町惣作129番1、登記地目、現況地目はともに田、面積は523㎡です。

申請地の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、田刈り取り後でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

以上で説明を終了します。

議 長                   事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員                  2月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。既に水稻耕作として耕しも行われており適正に管理されていることから、許可相当と判断します。

議 長                   同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員                  4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                   同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員               4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                   他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長                   それでは採決します。議案第9号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第9号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第9号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                 議案第9号2番案件について説明します。

対象地は間米町廻渡1906番、1907番、1927番1、1927番2、1928番1、1928番2、純堀1850番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計 4,580 m<sup>2</sup>です。

申請地の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、すべて田刈り取り後でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

以上で説明を終了します。

議 長                   事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員               2月14日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。既に水稻耕作として耕しも行われており適正に管理されていることから、許可相当と判断します。

議 長                   同じく地区担当農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員             7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                   他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長                   それでは採決します。議案第9号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第9号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第9号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第9号3番案件について説明します。  
対象地は沓掛町丘下30番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は534㎡  
です。  
申請地の現況については、2月7日に現地確認を行ったところ、保全管理状  
態でした。  
以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相  
当であると判断します。  
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めま  
す。
- 7番委員 2月12日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行  
いました。当該農地では白菜などが作付されており適切に管理されているた  
め、許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。
- 5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。  
  
意見なし
- 議 長 それでは採決します。議案第9号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。  
  
挙手多数
- 議 長 議案第9号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第10号の上  
程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。  
それでは議案第10号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第10号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項  
の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。  
法人の更新申請が2件、新規申請5件、個人の更新申請が2件、新規申請が



5の合計14件の申請がされています。

個人の申請についてですが、申請地は栄町舟田の3筆、沓掛町池ノ内の1筆、沓掛町恵畑の1筆、沓掛町金山の1筆、間米町爛坂の1筆になります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第10号は可決といたします。利害関係者である委員の入室を求めます。引き続きまして、報告第5号、第6号について報告願います。

事務局 報告第5号、第6号について説明

議 長 以上のとおり、報告第5号、第6号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時00分）。